

# 連携中枢都市圏の取組の推進

## 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

## 連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引  
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化  
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上  
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

## 連携中枢都市圏をいかに実現するか

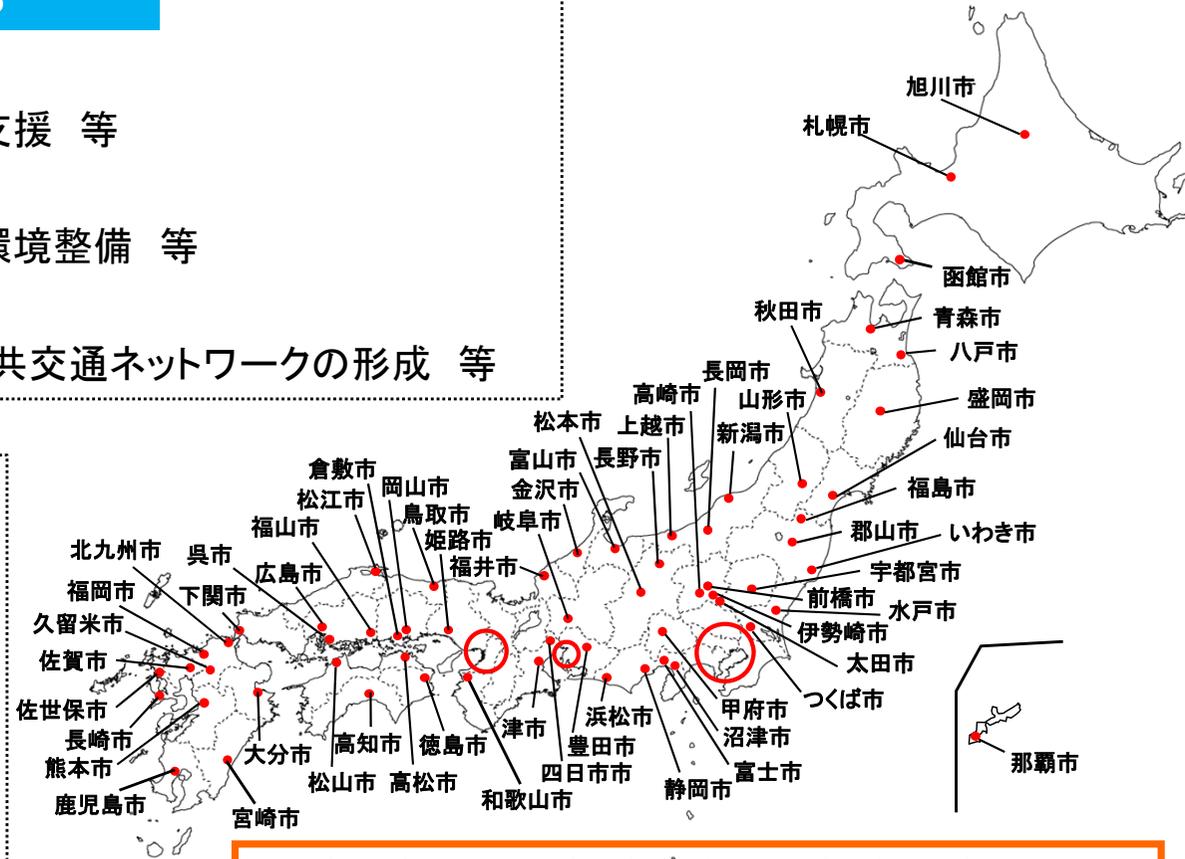
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入 (平成26年11月1日施行)
- 平成26年度は、連携中枢都市圏形成の準備に向けた支援を行い、先行的なモデルを構築するため、国費による事業(9事業)を実施
- 平成27年度も、国費により支援(H27当初予算案2.0億円)
- 同事業を検証し、平成27年度から地方交付税措置を講じて全国展開を図る

### ➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢  
都市宣言

連携協約  
の締結

都市圏ビジョン  
の策定



○具体的な都市(圏)は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定  
なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)※は対象とする

- ※①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、
- ②昼夜間人口比率おおむね1以上を満たす都市(●)を中心とする圏域  
⇒現時点で、全国で61都市圏が該当

○ は、三大都市圏

# まち・ひと・しごと創生総合戦略 抜粋

## Ⅱ. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

### 3. 国と地方の取組体制と PDCA の整備

#### (4) 地域間の連携推進

国は、地方公共団体間の広域連携に関し、重複する都市圏概念を統一し、経済成長のけん引などの機能を有する「連携中枢都市圏」の形成を促進し、財政面やデータ分析面での支援等を行う。併せて、従来からの定住自立圏の形成を進め、全国各地において、地域連携による経済・生活圏の形成を推進する。

各地方公共団体は、こうした地域連携施策を活用しつつ、地域間の広域連携を積極的に進めることとし、現状分析もその連携エリア単位で行い、抽出された課題を各地方公共団体の「地方版総合戦略」に順次反映させていくこととする。また、都道府県は、市町村レベルの地域課題を、自らの「地方版総合戦略」にも反映させ、市町村と連携をとり地方創生を進める。

## Ⅲ. 今後の施策の方向

### 2. 政策パッケージ

#### ◎「まちの創生」の政策パッケージ ＜「しごと」と「ひと」の好循環を支える、「まち」の活性化＞

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して暮らす社会環境をつくり出すことが必要である。こうした「まちの創生」を目指し、国が地方公共団体においてそれぞれの実情に応じた戦略を策定・推進することを支援する「政策パッケージ」は、以下のものである。

#### （４）時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

##### （オ）地域連携による経済・生活圏の形成

###### 【施策の概要】

地方では、人口の流出に歯止めがかかっていない一方、生活の利便性の低下、地域経済の縮小等が問題となっており、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携が課題となっている。そうした中、複数の都市圏概念・制度に関する施策が存在しており、それらの関係が不明確になっている。このため、圏域概念を統一した上で、新たな圏域を基本とした生活基盤の維持、雇用対策等を検討し、効率的な支援を実現することが求められる。

新たな都市圏の形成は地方の自主性に基づくものであることを尊重しつつ、国は一体的な支援策を通じ、全ての対象都市圏において新たな都市圏が形成されるよう努めるものとする。国が2020年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標（KPI）については、「連携中枢都市圏」の形成数とするが、具体的な数値は、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえ設定する。

また、定住自立圏が果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築することが必要である。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標（KPI）を以下のとおり設定する。

■定住自立圏の協定締結等圏域数：140圏域を目指す（2014年4月時点79圏域）

## 【主な施策】

### ◎ (4)-(オ)-① 「連携中枢都市圏」の形成

地域の広域連携に関し、複数の都市圏概念が存在している。人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する必要がある。そのため、重複する都市圏概念を統一し、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有しつつ、活力ある社会経済を維持するための、経済成長のけん引などの機能を備えた「連携中枢都市圏」を形成する。

「連携中枢都市圏」における連携手法としては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用する。国は、中心都市等への交付税措置、「地域経済分析システム」や人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していく。具体的な都市（圏）は、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を経て 2015 年度中に確定させる（先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市（圏）の要件に該当する都市（圏）は「連携中枢都市圏」の対象とする）。地方公共団体自らは、国の「総合戦略」を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果目標を設定することとする。さらに、この「連携中枢都市圏」構想については、2015 年度に改定が予定される国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）における国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）への反映を行う。

（４）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（オ）地域連携による経済・生活圏の形成

#### （４）-（オ）-① 「連携中枢都市圏」の形成

##### ●現在の課題

- 地域の広域連携に関し、複数の圏域概念が存在する。
- 人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済雇用や都市構造の面も重視した連携の構築が求められている。

##### ●必要な対応

- 圏域の概念を「連携中枢都市圏」に統一し、以下のとおりとする。

##### ・「連携中枢都市圏」の概念

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するものとする。

##### ・対象都市（圏）

対象となる都市（圏）の条件については、2015年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。なお、先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市（圏）の要件に該当する都市（圏）は「連携中枢都市圏」の対象とする。

##### ・連携手法

市町村が連携して都市圏を形成して事業を行うに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用し、民間事業者等との連携を図り、都市圏としての取組を強めていく。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	○関係府省庁の支援策（案）の明示	○「連携中枢都市圏」に対する支援 ※現行の「地方中枢拠点都市圏」に対しては ・中心都市等への交付税措置 ・「地域経済分析システム」や人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ・補助事業採択における配慮 ・その他、活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援の検討 ※現行の「地方中枢拠点都市圏」以外に対しては、対象都市（圏）を確定させた上で、支援を検討 ※「連携中枢都市圏」構想について、国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）へ反映	○「連携中枢都市圏」に対する支援 ・中心都市等への交付税措置 ・「地域経済分析システム」や人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ・補助事業採択における配慮 ・その他、活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援の実施
2020 年 KPI （成果目標）	○国の KPI は、「連携中枢都市圏」の形成数とするが、具体的な数値は「地方版総合戦略」における各地方公共団体の設定状況を踏まえ設定 ○「連携中枢都市圏」の形成は地方の自主性に基づくものであることを尊重しつつ、国は一体的な支援策を通じ、全ての対象都市圏において「連携中枢都市圏」が形成されるよう努める ○地方公共団体自らは、国の総合戦略を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果目標を設定		

# 「連携中枢都市圏」の形成

## 施策概要・目的

- 重複する都市圏域概念を新たな都市圏に統一
- 地域連携による経済・生活圏の形成を推進し、「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」づくりを行う

## 2020年KPI

- 地方の自主性に基づくものであることを尊重しつつ、全ての対象都市圏が形成されるよう努める
- 地方版総合戦略を踏まえ、「連携中枢都市圏」の圏域数の目標を設定
- 地方公共団体自らは、国の総合戦略を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果目標を設定

## 施策イメージ

名称	地方中枢拠点都市圏	高次地方都市連合	都市雇用圏	連携中枢都市圏
担当省	総務省	国土交通省	経済産業省	総務省・国土交通省・経済産業省
目的	地方圏において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携して、集約とネットワーク化の考え方にに基づき、「経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積」及び「生活関連機能サービスの向上」を積極的に果たすことにより、いわば「地方が踏みとどまるための拠点」を形成する	複数の地方都市等が、コンパクト化とネットワークの活用により、一定規模の人口を確保し、相互に各種高次都市機能を分担・連携	都市化や都市問題について研究するため、研究者及び政策担当者が幅広く利用できる新しい都市圏設定基準を提案	地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する
市町村の連携手法	連携協約の締結	自治体同士の連携協約を条件とするか等の具体的な制度設計は今後の検討事項	—	「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用
実績	9圏域で先行的モデル構築事業を実施中	なし	—	9圏域で先行的モデル構築事業を実施中
対象の条件等	61都市(圏) (①政令指定都市、新中核市、 ②昼夜間人口比率おおむね1以上を満たす都市を中心とする圏域)	60～70箇所程度(想定) (2010年時点で中心市人口10万人以上かつ交通1時間圏域人口30万人以上の都市圏が61箇所あるとの試算結果を踏まえ想定) (三大都市圏の11都府県を除く)	(1)中心都市をDID人口等によって設定 (2)郊外都市を中心都市への通勤率によって設定 等	来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)は対象とする

## 工程表(主要)

緊急的取組	27年度	28年度以降
○関係省庁の支援策(案)の明示	○中心都市等への交付税措置 ○地域経済分析システムや人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ○補助事業採択における配慮 ○活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援の検討	○中心都市等への交付税措置 ○地域経済分析システムや人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ○補助事業採択における配慮 ○活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援

# 連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

## 1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置

### (1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

#### ① 普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

(圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円)

#### ② 特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

### (2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,500万円を上限

## 2. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・ 圏域外における専門性を有する人材の活用  
上限700万円、最大3年間の措置

## 3. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置  
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

## 4. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数の算定に当たって近傍の市役所等にかえて連携中枢都市までの距離を算定可能